

静岡ガス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、静岡ガス株式会社と称し、英文では、SHIZUOKA GAS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス事業
2. 熱供給事業
3. 電気供給事業
4. 液化天然ガス・液化石油ガス・液化酸素等高压ガスの製造、輸送および販売ならびに冷熱利用に関する事業
5. ガス機器・厨房設備機器・空調設備機器・給排水設備機器・家庭用電気機器の製作および販売
6. 土木・建築・とび土工・電気・管・鋼構造物・塗装・機械器具設置等の工事に関する設計、監理および施工
7. 不動産の賃貸借、管理、売買およびこれらの仲介業ならびにビルの清掃総合管理
8. 情報処理・提供サービス業および通信サービスの提供ならびにコンピューターおよびその周辺機器・通信機器のハードウェア・ソフトウェアの製作および販売
9. 交通整理業務および保安警備業務の請負ならびに防犯・防災機器の販売および賃貸
10. 総合リース業および金融業
11. 料理教室・カルチャースクール・レストランの経営および訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・福祉用具貸与の介護保険法による居宅サービス事業
12. 一般労働者派遣事業
13. 一般区域貨物自動車運送事業および自動車運送取扱事業
14. 石油製品・石油器具・溶接溶断機械器具の販売
15. 事務機器・室内装飾品・家具・照明器具・台所用品・日用品雑貨・装身具・食品・清涼飲料水の販売およびその取次ぎ
16. 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング業
17. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すことを請求することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会は、社長執行役員が議長となる。

② 社長執行役員に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、代行者が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役，取締役会および執行役員

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(取締役会長)

第 24 条 取締役会の決議により、取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、取締役会長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(顧問および相談役の委嘱)

第 31 条 当社は、取締役会の決議により顧問および相談役若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 33 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(執行役員)

第 34 条 取締役会は、その決議により執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。

② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 35 条 当会社の監査役は、6 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 36 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

(監査役会規程)

第42条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第44条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第45条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 50 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和21年2月28日改正
昭和22年2月28日改正
昭和23年5月29日改正
昭和24年2月28日改正
昭和24年8月30日改正
昭和26年6月20日改正
昭和26年8月10日改正
昭和27年8月28日改正
昭和28年2月25日改正
昭和28年6月24日改正
昭和29年5月26日改正
昭和30年6月 6日改正
昭和31年2月27日改正
昭和35年8月30日改正
昭和39年8月28日改正
昭和40年8月27日改正
昭和42年2月28日改正
昭和45年2月27日改正
昭和49年2月18日改正
昭和50年2月28日改正
昭和51年3月30日改正
昭和54年3月28日改正
昭和57年3月30日改正
昭和58年3月30日改正
昭和61年3月28日改正
昭和63年3月30日改正
平成 2年3月29日改正
平成 3年3月28日改正
平成 4年3月30日改正
平成 6年3月30日改正
平成 8年3月28日改正
平成 9年3月28日改正
平成10年3月27日改正
平成11年3月30日改正
平成12年3月30日改正
平成13年3月29日改正

平成13年3月31日改正
平成14年3月28日改正
平成15年3月27日改正
平成16年3月30日改正
平成17年3月30日改正
平成18年3月30日改正
平成18年12月1日改正
平成19年3月29日改正
平成21年3月26日改正
平成25年7月1日改正
平成27年4月1日改正
平成30年3月23日改正
令和2年3月25日改正
令和4年3月23日改正